

消防協力者に感謝状を贈呈

市消防本部は、災害現場などでの功労者や消防協力者に対する功績者の行動をたたえ、感謝状を贈呈しています。市内で発生した災害現場において、人命救助活動を行った以下の方々の功績に対し、3月16日に市役所で行われた贈呈式で、市長から感謝状が贈られました。

人命救助協力者（敬称略）

- ・富田 穰（座間市新田宿）
- ・市川 由里（座間市新田宿）
- ・大村 舞（座間市入谷）

担当 消防総務課 ☎046(256)2212 ☎046(256)2215



座間市環境保全推進アドバイザー事業をご利用ください

市は、市民団体などが行う環境保全活動に対して、市に登録している環境保全事業に精通したアドバイザーによる支援を行います。費用は市が負担します。

- 支援内容 市民団体を対象に環境保全に関する講演・勉強会の開催、市民団体が主催した講演会に講師として出席するなど
- 対象 環境保全活動を行う市民団体など
- 申込方法 市役所4階環境政策課にある申込用紙（市ホームページでダウンロード可）に必要事項を記入し、ファクスまたは直接担当へ

担当 環境政策課 ☎046(252)7675 ☎046(257)7743

雨水浸透施設などの設置助成

市は、地下水・湧水量の保全のため雨水浸透施設などの設置費用の一部を助成しています。

▽雨水浸透ます = 1基当たり1万2,500円（2基から4基分までを助成）

※重点的涵養推進区域は1基当たり1万7千円。

▽雨水浸透トレンチ = 1メートル当たり6,500円（1メートル未満は切り捨て、上限20メートル分）

▽浸透性アスファルト舗装 = (100平方メートル以上の駐車場) 1平方メートル当たり500円（上限500平方メートル分）

▽雨水貯留槽 = 本体価格の半額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨て、上限2万5千円）

※雨水浸透施設に接続されていない雨どいに雨水貯留槽を設置する場合は、助成対象外となるのでご注意ください。他にも助成要件があるので事前にご相談ください。

※予算の範囲内で実施するので年度の途中で終了する場合があります。また、浸透ますは、ゴミがつかまらないように定期的に点検・清掃をお願いします。

担当 環境政策課 ☎046(252)8214 ☎046(257)7743



雨水貯留槽

市民の皆さんの地域への「想い」を形に～講座の企画運営団体を募集

市では市民団体の協力を得て、地域課題を解決に導くため市民講座を開催しています。講座を企画、運営する市民団体を募集します。

内容や公共性を考慮し、委託が決定した講座については、市の事業として開催までを支援します。

家庭教育講座

家庭における子育てや教育の問題点、親子のコミュニケーション、子どもの発達などをテーマに、講座を企画運営してみませんか（テーマの例は「子育てと地域社会」「食育について」など）。

- 対象団体 次の全ての該当する団体①子育てについて継続的に学習活動している②子育て中の親向けの講座を企画・開催できる③政治、宗教と無関係および営利を目的としない
- 委託金額 上限3万円

市民自主企画講座

私たちの暮らしや地域の課題について自分たちで取り組んでみたいことをテーマに、講座を企画運営してみませんか（テーマの例は「高齢社会」「地域の環境問題」など）。

- 対象団体 次の全ての該当する団体①市内で継続的に活動していて、5人以上の会員を擁する②政治、宗教と無関係および営利を目的としない
- 委託金額 上限5万円

- 応募方法 市役所5階生涯学習課で配布する事業企画書および収支予算書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、5月12日（金）までに担当へ

担当 生涯学習課 ☎046(252)8472 ☎046(252)4311

平成29年度 第1回木造住宅無料耐震相談会

市は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に無料耐震相談会を実施します。

- とき 5月27日（土）午前9時30分～午後4時
- 相談時間 約45分（申込順、時間予約制）
- ところ 青少年センター 3階大会議室
- 相談員 神奈川県建築士事務所協会 座間支部会員
- 持ち物 受付後に市から送付された書類、確認申請などの図面（略図可）、建物状況が分かる写真など
- 申込方法 4月17日（月）～5月8日（月）に電話で担当へ

市は、木造住宅の無料耐震相談を受けた方に対し次の通り補助します。

▽耐震診断を希望する方 = 耐震診断費の2分の1（上限5万円）

▽改修計画書の作成を希望する方 = 改修計画書作成費用の2分の1（上限5万円）

▽耐震改修工事を実施する方 = 現場立会い費用の2分の1（上限3万円）と耐震改修工事費用の2分の1（上限50万円）、収入が一定額以下の世帯は20万円加算、市内施工者により工事を行う場合は20万円加算

※住宅耐震改修をした場合、「所得税額の特別控除」および「固定資産税額の減額措置」の制度があります。

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

食品ロスをなくしましょう

まだ食べられるのに捨てられている食品のことを「食品ロス」と言います。

世界では、人が消費するために生産された食料のおおよそ3分の1の量である約13億トンが毎年捨てられています。日本では年間約1700万トンの食品廃棄物が捨てられており、このうち約500～800万トンの食品ロスが含まれると推計されています。これは世界の食料援助量の約2倍の数で、このうち約半数は家庭から出たものです。発展途上国では、栄養不良により5歳になる前に命を落とす子どもが年間約500万人おり、食品ロスは「もったいない」だけでは済まされない問題となっています。

食品ロスをなくすためには、「外食時は食べきれない分だけを注文する」「賞味期限（味は落ちるが数日は食べられる）と、消費期限（過ぎたら食べない方がよい）の違いを家族みんなで理解する」など、一人一人の意識が大切です。皆様のご協力をお願いします。



担当 資源対策課 ☎046(252)7985 ☎046(252)7616